お申込み確認シート

内容を確認していただいた項目にチェック回してください。

| | ` ∠ 1/⊞ | 認していただいた項目にチェック図してください。 確 認 事 項 | チェック欄 |
|-----------|----------------|--|--------------|
| | 1 | 申込み前に、「磐田市保育園等入園案内」を必ずお読みください。 | 7 = 7 7 1141 |
| 入園申込みについて | ' | 申請内容が事実と異なる場合や入園時の状況と異なる場合は、支給認定及び内定を取消される場 | |
| | 2 | 合があります。 | |
| | 3 | 幼稚園保育園課の入退園、保育料賦課徴収等の事務に必要な場合、次の個人情報を確認することに 同意します。 | |
| | | ※必要とする情報:住所、世帯構成、世帯の課税状況、児童扶養手当受給、特別児童扶養手当受給、 身体障害者手帳、療育手帳、生活保護受給等にかかる情報 | |
| | 4 | 保育を必要とすることを証明する書類の内容について、発行元に照会することがあります。 | |
| | 5 | 申請児童のアレルギーや障がいについては、程度に関わらず必ず申出てください(「保育園等入園調査書」の「児童の状況等」に必ず記載してください。)。 | |
| | 6 | 申請児童に重篤なアレルギー、病気や障がいなどがある場合は、必ず事前に利用希望園等を訪問し、受入れ状況を確認した上で申込みをしてください(訪問園等への優先利用を約束するものではありません。)。 | |
| | 7 | 申込み状況に変更があった場合は、必ず幼稚園保育園課へ連絡してください。 | |
| | 8 | 希望園を変更する方は、変更期間内に申請してください。 | |
| | 9 | 育児休業中に入園申込みする場合は、入園した月内に就労を開始することが条件となります。職場 復帰後「復職証明書」を提出してください。入園後も引続き育児休業を取得する予定の方、は、保 育を必要とする事由に該当しないため、入園申込みはできません。 | |
| | 10 | 正当な理由なく希望保育施設の入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来たす様な行為を 行った場合は、年度内の調整点数が指数表のとおり、減点になります。なお、内定を辞退された方 には「保育園等入園保留通知書」は交付することができません。 | |
| | 11 | 入園の意思がなくなった場合は、取下げ手続きをしてください。 | |
| | 12 | 今回の入園申込みの有効期間は、年度末までです。翌年度以降も引続き保育園等に入園を希望される場合は、再度、申請書の提出が必要です。 | |
| | 13 | 申請書の写しが必要な方は、事前にコピーをお取りください。提出後は、申請書をお返しすることができません。 | |
| 入園後について | 1 | 保育を必要とする事由がなくなった場合や市外に転出した場合は、月末で退園となります。 | |
| | 2 | 退園する場合には、早急に園又は幼稚園保育園課に退園届を提出してください。 | |
| | 3 | 保育料の日割り計算はありません。月途中の退園でも、1 か月分の保育料がかかります。 | |
| | 4 | 保育を必要とする事由については必要に応じ調査し、書類の提出をお願いすることがあります。 | |
| | 5 | お子様が保育園等に慣れるまで、ならし保育(保育時間の短縮)を実施させていただきます。 | |
| | 6 | 保育を必要とする事由や家庭状況等(住所、同居、別居など)が変更になった場合は、速やかに園 又は幼稚園保育園課に「児童の家庭状況等変更届」を提出してください。 | |
| | 7 | 保育必要量の変更を希望する場合は、期日(毎月 20 日までの申請が翌月から反映)までに申請してください。 | |
| | 8 | 出産休暇・育児休業を取得する場合には、園又は幼稚園保育園課へ証明書を提出してください。 育児休業取得後、出産前の勤務先に復職できない場合は退園となります。 | |
| | 9 | 保育料、給食費は、必ず期限内に納付してください。 | |
| | | | 1 |

上記事項について、全て確認し承諾します。

令和 年 月 日

| 保護者署名: | |
|--------|--|
| | |